

令和5（2023）年度（第2期）事業計画

公益財団法人 藤澤記念財団

I. 基本方針

当財団は、夢と希望にあふれた若者が、情熱をもって学業に取り組み、創造性豊かな人間形成を図り将来、さまざまな分野で活躍できる人材育成の礎になるべく団体として設立致しました。

わが国経済の将来を担う学生の中には、学業優秀でありながらも経済的事由により就学が困難な者も少なくなく、国や各団体等による支援も決して十分とはいえません。

そのような中で、日本国内の大学及び大学院で学ぶ学業優秀で経済的支援を必要とする学生に対して返済不要の奨学金給付による支援を行い、次世代を担う有望な人材の育成をはかり社会の発展に寄与することを目的とした事業を行います。

II. 事業活動

1. 奨学金事業

学業優秀でありながら、経済的理由により学業の継続が困難な大学生、大学院生に対して、奨学金を給付し、様々な分野で次世代を担う創造的で豊かな人間性を備えた人材の育成に寄与することを目的とした事業を行う。

(1) 音楽奨学金事業

我が国の音楽界発展のために日本国内の声楽・器楽問わず音楽関係の大学及び大学院に在籍する学生に対し奨学金を給付する。

①応募資格

当財団の奨学生となる者は日本国内の音楽関係の大学及び大学院に在籍し学業優秀であって次のいずれにも該当しなければならない。

- ・学資の援助をすることが必要であると認められる者
- ・将来の目標とする仕事や夢が明確に描いている者

②奨学金

- ・奨学金予算：奨学金年間予算1千万円程度の範囲内で、学生へ奨学金を給付する。
- ・奨学金金額：360千円（27名程度）（返還義務なし）
- ・給付期間：令和5年4月から令和6年3月までの1年間
- ・給付方法：月額3万円の6ヶ月分（18万円）を年2回、本人名義の銀行口座に振り込む。

③応募方法・周知方法

- ・周知方法：毎年1回、当財団ホームページへ募集案内を掲載し、国内の音楽関係の大学及び大学院へ募集要項を送付して募集する。
- ・応募方法：応募者は下記の書類について受付期間内に原本または複写を郵送により提出
ア. 奨学生願書（顔写真添付）
イ. 成績証明書（出願受付期間内に発行されたもの）
ウ. 在学証明書又は学生証のコピー
エ. 収入を証明できる書類（家計支持者の前年度分の源泉徴収票など）

④スケジュール

- ・募集期間：令和5年4月1日から5月31日まで
- ・審査期間：令和5年6月に一次選考（書類審査）及び二次選考（面接審査）
- ・奨学生決定：令和5年7月の選考委員会での選出を経て理事会にて決定。
- ・結果通知：令和5年7月中旬を予定
- ・奨学金給付：令和5年8月、12月を予定

⑤選考方法

奨学生を選考するために、当財団の音楽奨学金選考委員会規程に基づいて選考委員会を設置し、構成する委員は、3名以上とし過半数は法人外部の有識者をもって充てることとし、奨学生の候補者と特別の利害関係がある場合には選考に加わらないなど制限を設けて、恣意性が排除される選考体制を構築する。奨学生候補者は、1次・2次審査（所定の選考基準により、世帯収入等に基づく書類審査と選考委員全員による面接を勘案し総合的に評価して審査を行う。）を経て、理事会の決議により当財団の奨学生を決定する。

⑥活動報告

学生生活等の経過報告を記入した中間報告書（書式指定）（受給期間中に一度）と終了報告書（書式指定）（終了後1か月以内）を奨学生より受領し、当財団の活動実績として個人が特定されない内容の一部を当財団ホームページに掲載し活動内容を周知する。

以上